

## 一般社団法人イシノマキ・ファーム謝金規程

### (目的)

第一条 この規程は、一般社団法人イシノマキ・ファーム（以下「イシノマキ・ファーム」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金対象者)

第二条 基本的にイシノマキ・ファームの役員及び職員以外の者を、この規程による謝金対象者とするが、事業の内容や会議によっては、役員及び職員も謝金対象とする場合がある。

### (謝金の対象となる会議)

第三条 謝金の対象となる会議は、理事会及び理事がイシノマキ・ファームの業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議（国内外を問わない）とする。

### (会議出席謝金)

第四条 第三条に定める会議に出席した第二条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

### (講師謝金)

第五条 イシノマキ・ファームの運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

### (会議出席謝金の単価)

第六条 会議出席謝金の対価は、1時間あたり1,000円とする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数が生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

### (講師謝金の単価)

第七条 講師謝金の単価は、1時間あたり1,000円から10,000円とする。講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数が生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

2. 代表理事又は理事は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。
3. 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額するこ

とができる。

(講演会の単価)

第八条 講演会の演者に対する謝金の単価は、1回につき10,000円～50,000円とする。

謝金の基準は、講演会の収容人数や開催規模に準じて支払うものとする。

2. 代表理事又は理事は、必要に応じて、前項の謝金の単価を減額することができる。
3. 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の謝金を増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第九条 第二条に定める謝金対象者には、第七条、第八条及び第九条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2. 公共交通機関による交通費の支給は実費により領収書を提出した金額を支給する。
3. 自家用車を利用の場合は、別途法人旅費規程による旅費を支給するものとする。

(改正)

第十条 この規程の改正は、理事会にて行う。

(雑則)

第十一条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この規定は、2018年4月1日に遡って適用する。